

プラスチック発生抑制のための実効性ある政策の推進を求める意見書（案）

海洋のプラスチック汚染は、世界的に緊急に対策が必要な重要な課題となっています。5 ミリメートル以下のマイクロプラスチックや、プラスチック製品に使われる添加剤が、人体や生物に影響を及ぼすことも明らかになっています。

2000年に制定された循環型社会形成推進法は、「使い捨て社会から循環型社会へ」を掲げましたが、プラスチックのリサイクルでは、素材の劣化は避けられず、金属やガラスのように無限にリサイクル・循環できず、いずれ焼却処分やマイクロプラスチック化することとなります。したがって、海洋の環境汚染、健康への影響、地球温暖化などプラスチックに関わる問題の解決を総合的に図っていくためには、プラスチックの製造そのものを大幅に削減していくことが最優先の課題であることは明らかです。

こうしたなか、今年6月、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が国会で成立しました。同法は、環境に配慮したプラ製品の設計促進や、スプーンなど無償配布している使い捨てプラスチックの有料化等の計画を事業者が義務付け、リサイクルを促進するものですが、プラスチックを総量で削減するための内容は不十分です。また、プラスチックに使用される有害化学物質の規制も規定がありません。とりわけ、現状では、プラスチック製の容器や包装の回収・リサイクルに要する費用の大部分が市町村の負担とされていますが、分別・回収の費用もふくめて、生産者が製品の使用・廃棄後も適切な処理等の責任を負う拡大生産者責任を強化し、有害物質を使用した製品を規制することが不可欠です。

よって、国にたいし、以下の実効性ある政策をすすめることを強く求めます。

1 プラスチックの発生抑制の徹底を図り、生産者が製品の使用・廃棄後も適切な処理等の責任を負う拡大生産者責任を強化する法制度を整備すること。

2 プラスチックに使用する有害化学物質について、プラスチック製品の製造事業者等にたいし、一定の物質の使用禁止、添加剤のポジティブリスト制（安全性を評価した物質のみを使用可能とする制度）の導入、成分表示の義務化など、生産段階からの規制を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

経済産業大臣 殿

環境大臣 殿